

## 第5章

# 計画の推進に向けて

- 1 計画実現のための基本的な取組
- 2 計画実現のための検討事項

# 1 計画実現のための基本的な取組

## 連携と協働による都市づくり

現在、我が国の社会経済情勢は、人口減少や少子高齢化の進展、自然災害に対する安全意識の高揚など、あらゆる価値観などが目まぐるしく変化しており、地方自治体においても、経済環境の変化や地方分権改革、地方創生の更なる推進など大きな転換期にあり、これまで以上に地域の自主性や自立性が強く求められています。このような社会にあって、市民と行政が将来像を共有化し、強いパートナーシップを組みながら計画を策定し、実行することが重要となっています。

都市計画マスタープランが示す将来都市像は、市民や事業者、行政が共有できるものと考えており、実現に向けては、都市計画としての取組はもとより、広域的な連携や協力、本市における今後の計画や施策との調整が重要である上に、市民や事業者の理解、協力が重要です。

### (1) 関係する機関との連携及び関連計画等との調整

#### ① 広域的な調整と連携

本計画が示す将来都市像の実現に向けては、北海道が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」に即すとともに、推進施策である「北の住まいるタウン<sup>\*</sup>」の構想を踏まえて策定しています。

本計画に基づく施策や事業の実施に向けては、国、北海道や関係機関と調整・連携を図りながら広域的な視野に立った都市づくりを進めていきます。

#### ② 周辺自治体との交流と連携

市民の日常生活圏の広域化、周辺市町民、自治体との交流と連携が拡大しています。このような動向に対して市民の要望に対応しつつ、周辺自治体と連携を図りながら都市づくりを進めていきます。

#### ③ 関連計画及び施策との調整

本計画は、市の行政運営全般の方針を示す北広島市総合計画に即すとともに、関連する分野の計画と整合を図りながら策定しています。

今後策定されるまちづくりの計画や、推進される施策との調整を図り、本計画の実現に努めます。

### (2) 連携と協働による都市づくり

市民ニーズが多様化し、少子高齢化が進展する中、個性豊かで活力のある地域社会を形成するため、必要な情報を市民と行政が共有し、まちづくりを推進することが求められています。このような状況のもとで将来都市像の実現を図るためには、都市づくりにかかわる市民・事業者・行政が各々の役割を分担し、連携と協働のもとに取組を進めていく必要があります。

地区における住民主体のまちづくりのルールの設定、身近な公園の管理、道路沿いの花壇の緑化など、市民のまちづくりへの参加は、重要なものとなっています。

市民と行政の協働によるまちづくりを進めるため、都市計画の提案制度<sup>\*</sup>の活用を図るとともに、市民が主体的に行なう様々なまちづくり活動の支援を進めます。

<sup>\*</sup>北の住まいるタウン 北海道がめざす方針における、「コンパクトなまちづくり」「低炭素化・資源循環」「生活を支える」取組を一体的に展開し、誰もが安心して住み続けられるまち、地域のこと。

<sup>\*</sup>都市計画の提案制度 住民主体のまちづくりを進めたり、地域の活性化を図るため、土地所有者等が一定の条件（面積や同意など）を満たした上で、地方公共団体に都市計画の決定や変更の提案ができるもの。

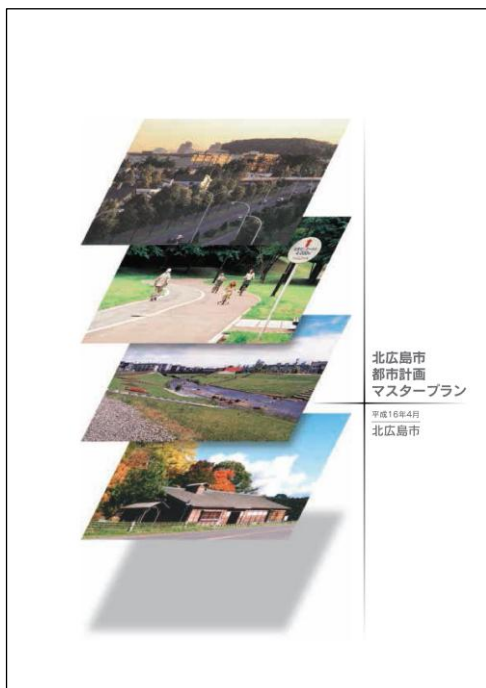
### (3) 都市計画マスタープランの見直し

本計画は、計画期間が10年間であることから、社会経済状況の変化や市民意識の変化などにより、適切に見直しを行っていくことが必要です。

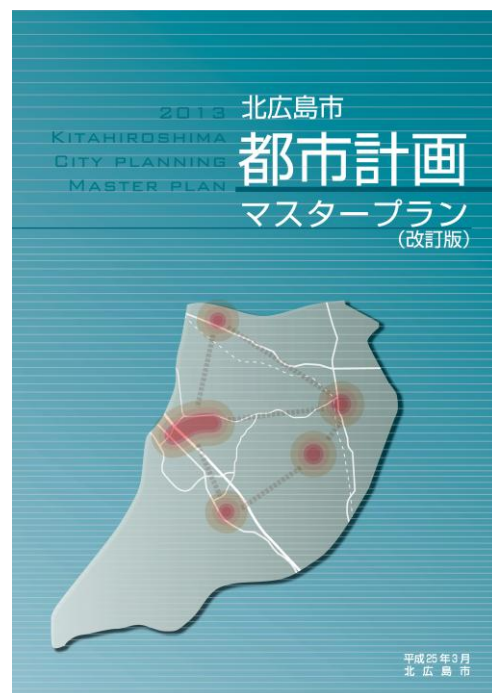
また、こうした見直しは、上位計画である北広島市総合計画や北海道が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の見直しとも連動しており、計画期間が同じであることから、必要に応じて見直しを行います。

さらに、「第2章 都市づくりの理念と目標」における「都市づくりの視点」、「都市づくりの理念」、「都市づくりの目標」に掲げた基本的な方向を踏まえつつ、個別の課題等で見通しが明確になった事項については、適宜部分改訂などを行い、本計画が時代や状況の変化に適切に対応する計画としていくために、必要なフォローアップを行っていくものとします。

#### 【北広島市都市計画マスタープラン これまでの策定経緯】



北広島市都市計画マスタープラン  
(平成16年4月策定)



北広島市都市計画マスタープラン  
(平成25年3月改訂)

## 2 計画実現のための検討事項

『北広島市都市計画マスタープラン（第2次）』は、都市計画に関する基本的な方針であり、その実現に向けた具体的な取組には、さらに詳細な検討が必要な事項があります。以下に検討が必要な代表的な事項を示します。

### （1）全市に共通の事項

#### ●緑豊かな住環境の創出

住宅地における市民との協働による緑化推進、緑豊かな住環境の創出が求められるため、まちづくりに関する市民参加の拡大に向けた検討が必要です。

#### ●各地区の連携強化

本市の特徴である5つの地区（東部地区、西部地区、大曲地区、西の里地区、北広島団地地区）からなる都市構造を生かすため、公共交通ネットワークの強化や、各地区間道路などの機能強化を図るための検討が必要です。

#### ●各地区のコミュニティ拠点の充実と整備

5つの地区ごとに商業・業務施設や文化施設等を中心とするコミュニティ拠点を位置づけ、既存機能の強化や新たな機能の創設により、地区の住民や情報が集まる地区の拠点づくりを進めることが求められます。そのため、立地適正化計画における誘導施策等により、住環境・都市機能の充実にに向けた検討が必要です。

官民連携でのボールパークの整備に伴う新たな観光資源の創出やビジネスの拡大、豊かなライフスタイルの提供など、その波及効果を最大限活用したまちづくりと、北海道の地域ブランド発信の拠点となる施設や、交通需要に対応した道路の整備が求められています。そのため、ボールパークの整備と一体となったまちづくりを進めるためには、市民との情報共有や、関係機関との連携強化に向けた検討が必要です。

#### ●ボールパーク構想の推進による魅力あるまちづくり

5つの地区ごとに商業・業務施設や文化施設等を中心とするコミュニティ拠点を位置づけ、既存機能の強化や新たな機能の創設により、地区の住民や情報が集まる地区の拠点づくりを進めることが求められます。そのため、立地適正化計画における誘導施策等により、住環境・都市機能の充実にに向けた検討が必要です。

### （2）東部地区に関する事項

#### ●魅力的な商業・業務地の形成に向けた検討

駅から中央地区にかけて公共施設や商業・業務施設が集積していますが、買い物環境の維持・整備と併せて病院や福祉施設との複合・集約化を進めるため、事業者・行政・専門家などにより都市機能の強化に向けた検討が必要です。

#### ●ボールパークの整備に関わる取組

ボールパークの整備を進めるため、民間事業者や関係機関とのさらなる連携による取組が必要です。

### （3）西部地区に関する事項

#### ●住環境の整備に関する事項

西部小学校・西部中学校の周辺に日常に必要な基礎的都市機能の充実に図り、コミュニティや交流活動の拠点とするため、土地利用を含めた具体的な検討が必要です。

#### ●旧島松駅通所を中心とした史跡の活用に関する検討

旧島松駅通所やクラーク記念碑などを生かした多くの人が集まる史跡としての整備に向け、史跡にふさわしい魅力の創出や、人を呼び込むための運営方法など、市民の意見を聞きながら活用に向けた検討が必要です。

### ●輪厚パーキングエリア周辺の土地利用の検討

輪厚パーキングエリア周辺は、スマートICを活用するなど、地域特性を生かした土地利用について関係機関と協議を進めるとともに、民間事業者との連携について検討が必要です。

## (4) 大曲地区に関する事項

### ●都市機能の維持・充実を図るための検討

大曲会館の周辺とふれあい学習センターとの連携を強化し、生活サービス機能を展開する拠点の形成に向け、商業・医療・福祉施設などの充実に向けた検討が必要です。

### ●災害に強いまちづくりのための検討

北海道胆振東部地震により被災した大曲並木地区を早期復旧するとともに、地区コミュニティの再構築に向けた検討が必要です。また、(仮称)防災食育センターは、災害時はもちろんのこと、平常時においても防災に向けて有効に活用できるよう検討が必要です。

## (5) 西の里地区に関する事項

### ●コミュニティの中心地の形成に向けた検討

地区住民のコミュニティの中心となる生活拠点の形成に向けた取組や、公共施設の複合化を含めた基礎的都市機能の配置など、生活の利便性を高めるための検討が必要です。

### ●JR上野幌駅周辺の整備に関する検討

JR上野幌駅及びその周辺については、駅舎のバリアフリー化に向けて関係機関と協議を進めるとともに、駅周辺の利便性を生かした土地利用を検討します。

## (6) 北広島団地地区に関する事項

### ●移住・定住促進のための住環境整備に向けた検討

「さんぽまち」にふさわしい緑豊かでゆとりある住環境を生かした移住・定住促進の環境整備として、北広島団地地区の容積率の緩和等を進めるとともに、子育て世代等の定住促進につながる居住機能の誘導に向けた取組が必要です。

### ●緑葉公園の再整備に向けた検討

市内唯一の総合公園である緑葉公園は、緑豊かな自然環境を生かし、だれもが安心して利用しやすいスポーツ・レクリエーション施設の再整備について、市民や専門家の意見を踏まえた検討が必要です。

### ●JR北広島駅西口周辺の整備に向けた検討

JR北広島駅西口周辺は、ボールパークの整備による来訪者の増加を想定した商業施設や公共施設の立地、集積を図るとともに、安全で快適に移動できる歩行空間や駅前広場の整備、市有地を含めた駅周辺を一体として整備するなど、にぎわいや交流の場としての都市機能の充実に向けた検討が必要です。



# 資料編

- 1 市民アンケート調査結果概要
- 2 策定委員名簿
- 3 策定の経緯
- 4 用語解説

## 1. 市民アンケート調査結果概要

### 【調査の概要】

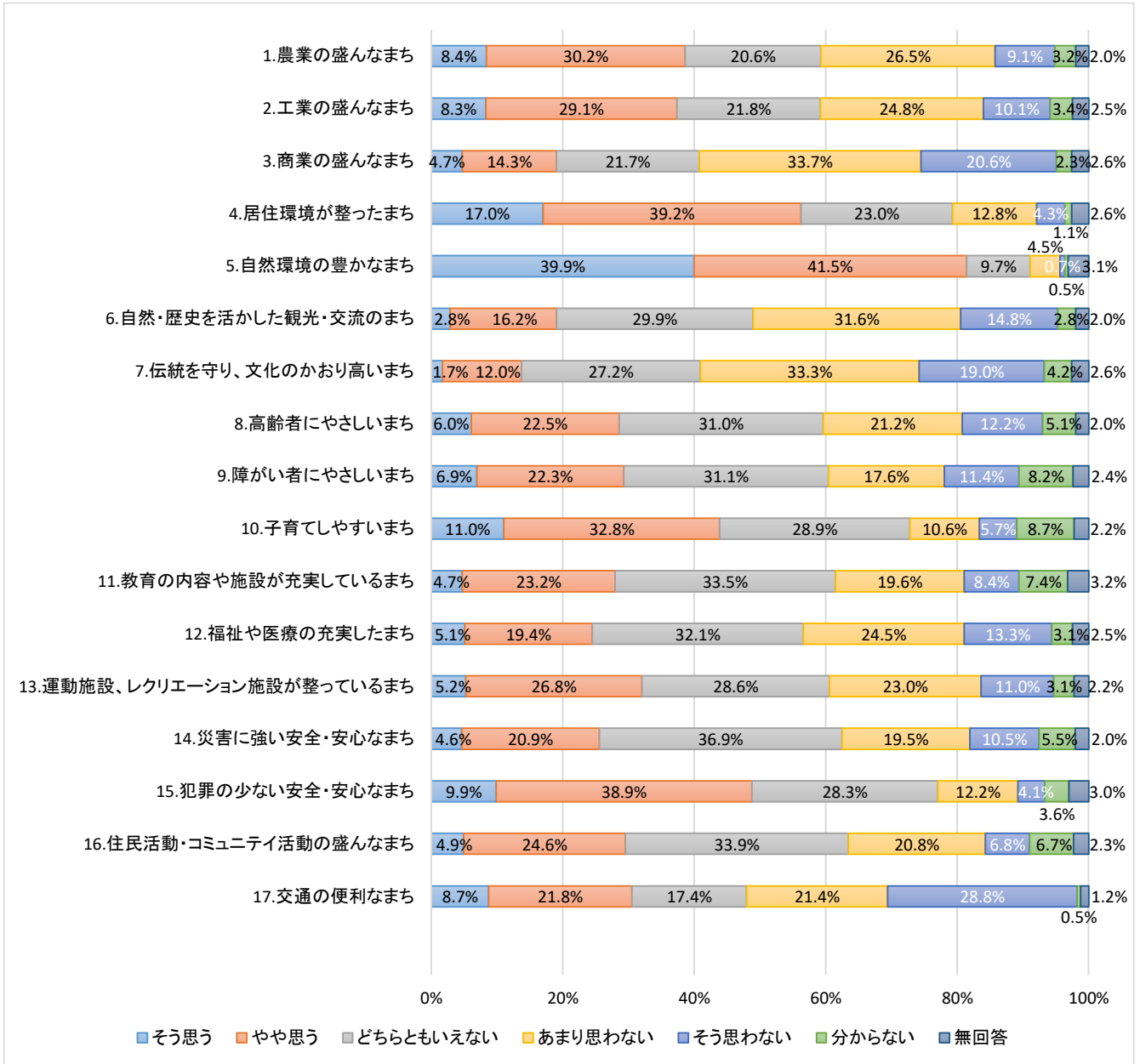
目 的	次期都市計画マスタープラン策定に係る基礎調査のため
対 象 者	無作為抽出による 18 歳以上の北広島市民
対象者数	3,000 名
調査方法	郵便調査法、無記名アンケート質問用紙による回答、郵便により返送
調査期間	令和元年 7 月 23 日（火）から令和元年 8 月 6 日（火）まで
質 問 数	16 問 ※問 10～16 は回答者属性のため掲載省略
回 答 数	1,124 名（令和元年 8 月 22 日（木）返送分までを有効回答として集計）
回 収 率	37.5%

## 【調査の結果】

問 1.現在の北広島市の印象に対する評価（選択肢 17 項目）※その他・無回答は除く。以下同じ。

(一つに○)

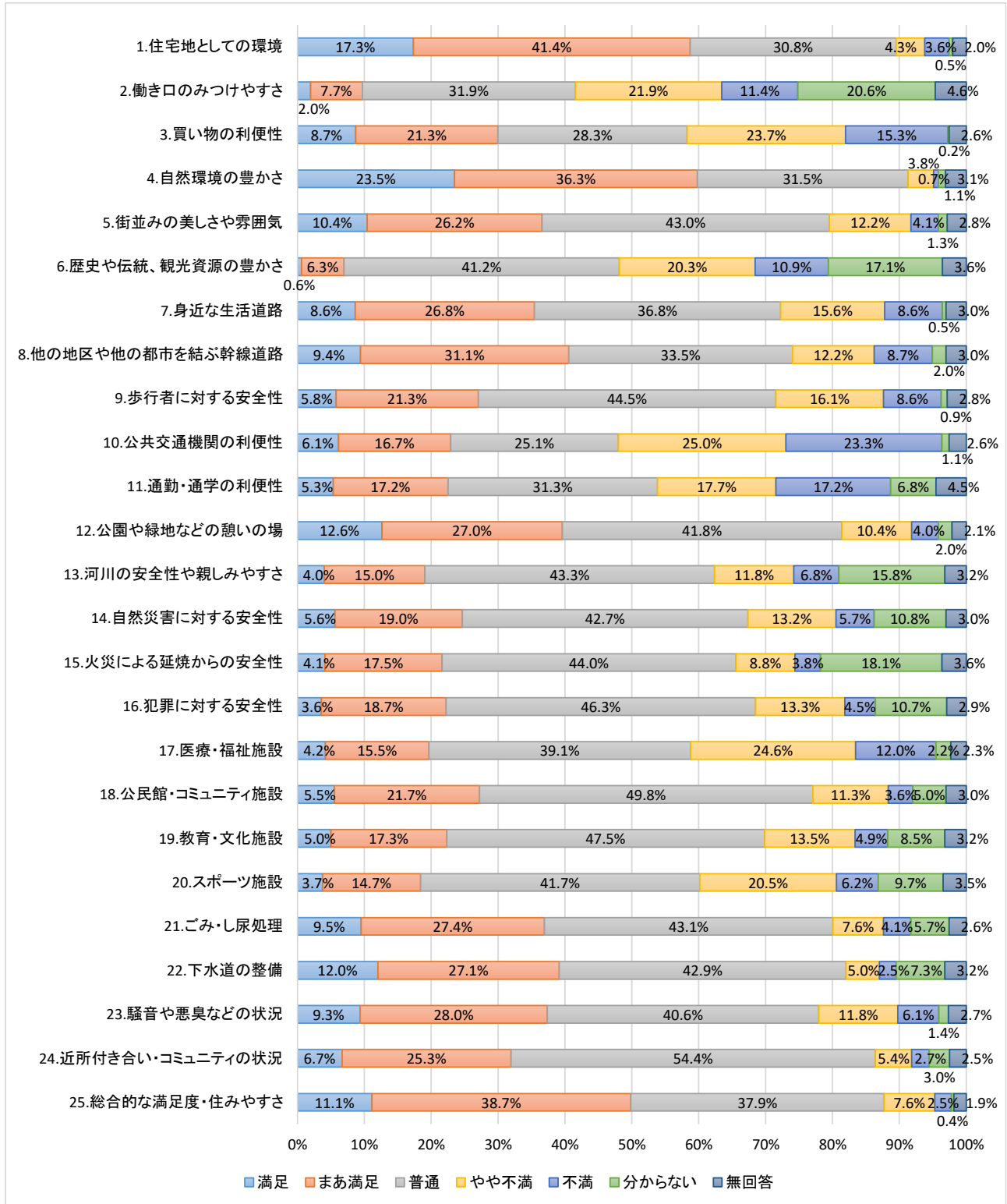
	印象が強い	そう思う・やや思う の合計	印象が弱い	そう思わない・ あまり思わない の合計
1 番目	自然環境の豊かなまち	81.4%	商業の盛んなまち	54.3%
2 番目	居住環境が整ったまち	56.2%	伝統を守り、文化のかおり高いまち	52.3%
3 番目	犯罪の少ない安全・安心なまち	48.8%	交通の便利なまち	50.2%



問 2.現在のお住まいの地区に対する評価（選択肢 25 項目）

（一つに○）

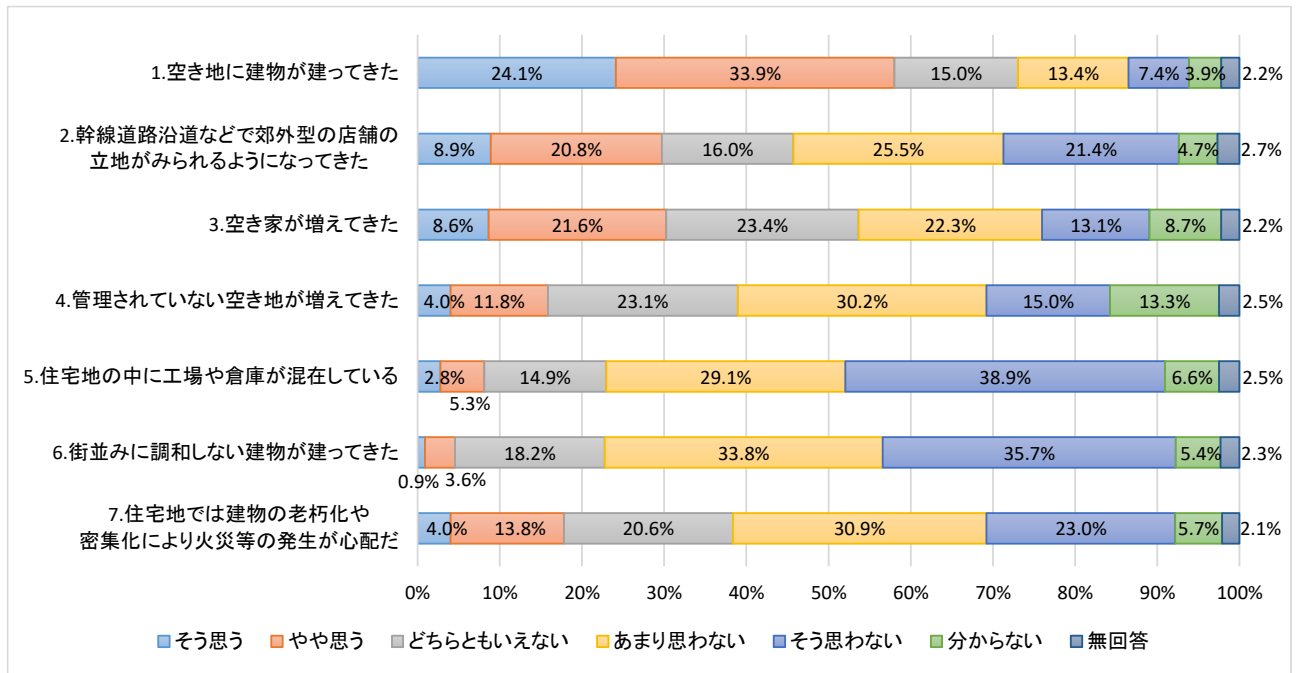
	満足度が高い	満足・まあ満足 の合計	満足度が低い	不満・やや不満 の合計
1 番目	自然環境の豊かさ	59.8%	公共交通機関の利便性	48.3%
2 番目	住宅地としての環境	58.7%	買物の利便性	39.0%
3 番目	総合的な満足度・住みやすさ	49.8%	医療・福祉施設	36.6%



## 問 3.お住まいの地区に関する現在の土地・建物の状況に対する評価（選択肢 7 項目）

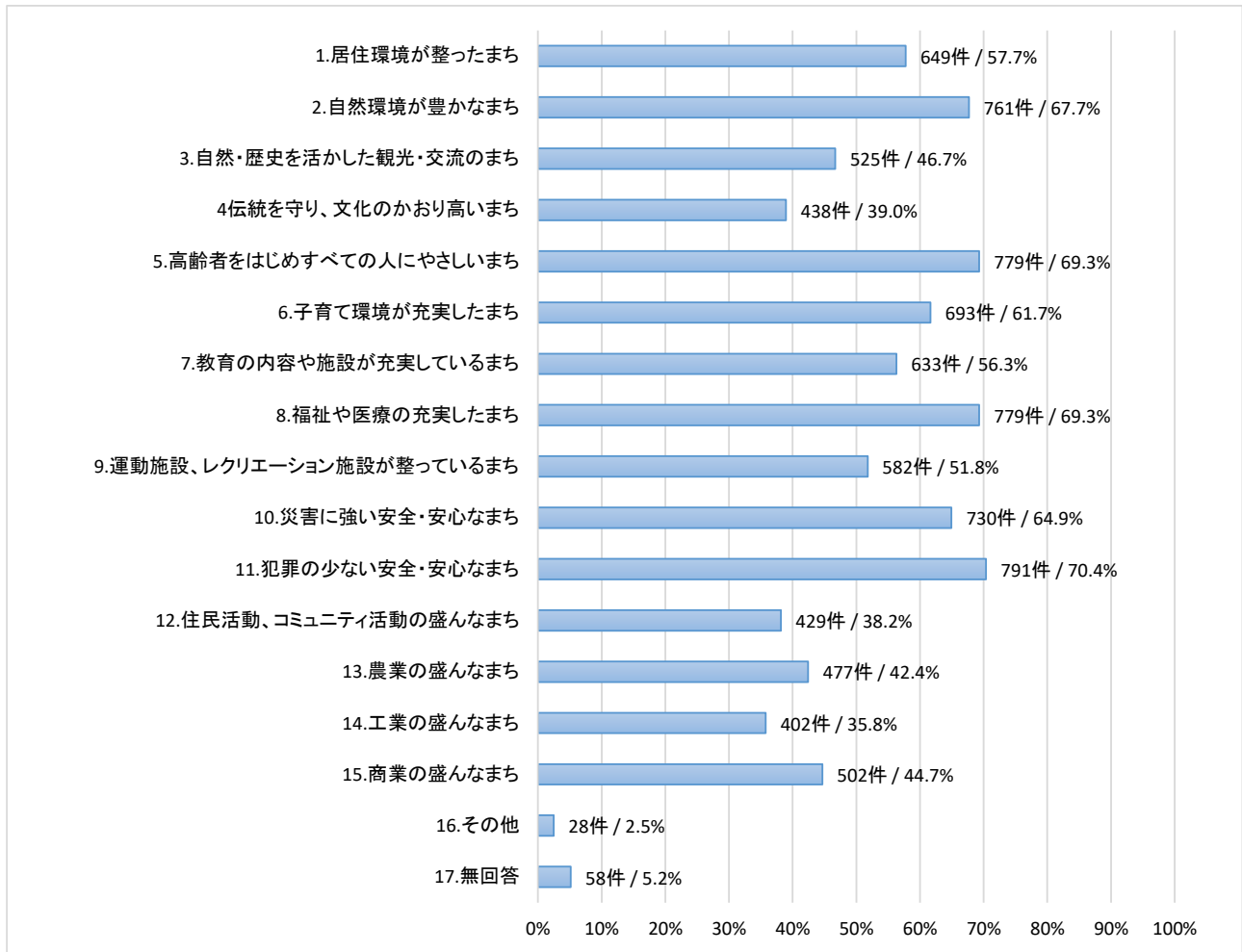
(一つに○)

	印象が強い	そう思う・やや思う の合計	印象が弱い	そう思わない・ あまり思わない の合計
1 番目	空き地に建物が建ってきた	58.0%	街並みに調和しない建物が建ってきた	69.5%
2 番目	空き家が増えてきた	30.2%	住宅地の中に工場や倉庫が混在している	68.0%
3 番目	幹線道路沿道などで郊外型の店舗の立 地がみられるようになってきた	29.7%	住宅地では建物の老朽化や密集化によ り火災等の発生が心配だ	53.9%



問 4.こうなって欲しいと思う、将来の北広島市のイメージ<市全体>（選択肢 15 項目）  
（一つに○）

	イメージが強い	考えに近いもの の合計	イメージが弱い	考えに近いもの の合計
1 番目	犯罪の少ない安全・安心なまち	70.4%	工業の盛んなまち	35.8%
2 番目	高齢者をはじめすべての人にやさしいまち	69.3%	住民活動、コミュニティ活動の盛んなまち	38.2%
3 番目	福祉や医療の充実したまち	69.3%	伝統を守り、文化のかおり高いまち	39.0%

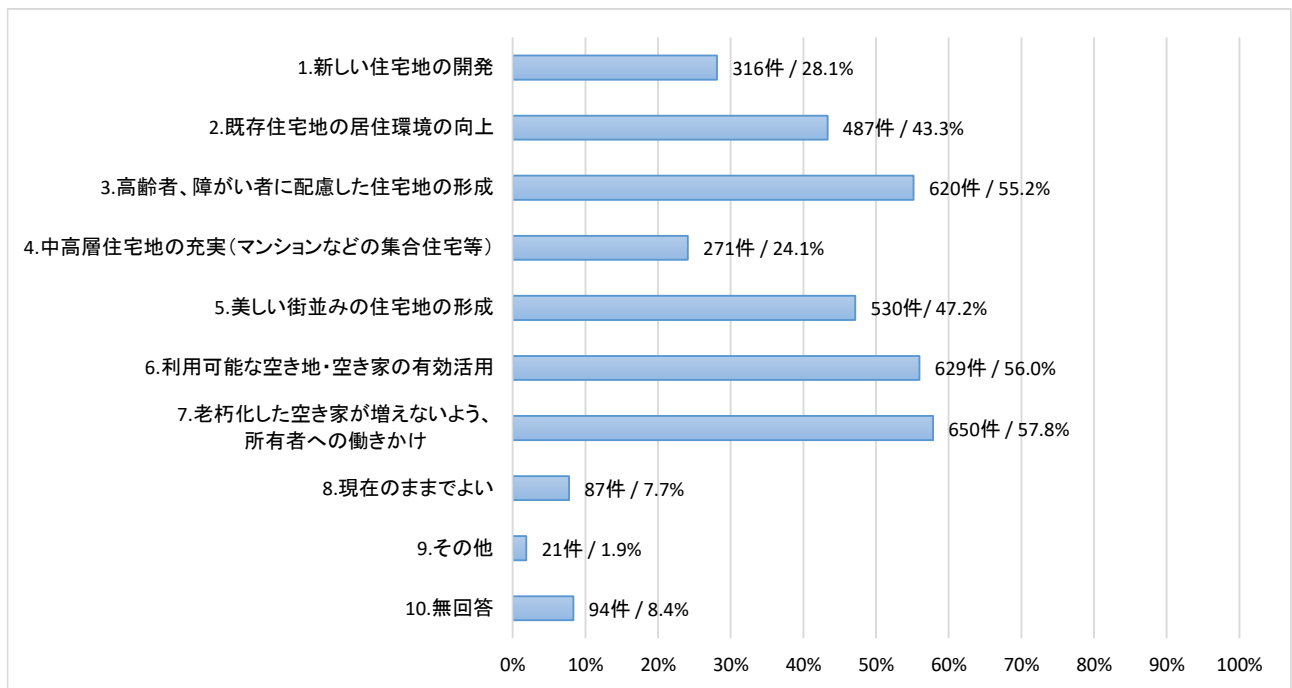


## 問 5. 将来の北広島市のまちづくりに関する分野ごとの重要性

【ア. 住宅地について】&lt;市全体&gt;（選択肢 8 項目）

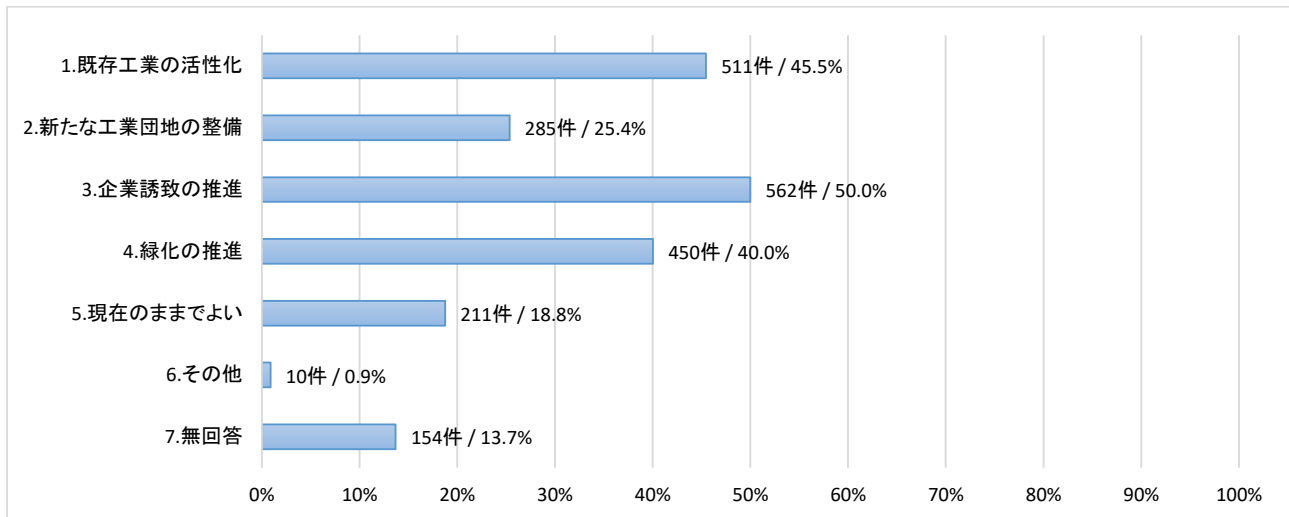
（一つに○）

	重要度が高い	重要だと思うもの の合計	重要度が低い	重要だと思うもの の合計
1 番目	老朽化した空き家が増えないよう、所有者への働きかけ	57.8%	現在のままでよい	7.7%
2 番目	利用可能な空き地・空き家の有効活用	56.0%	中高層住宅地の充実（マンションなどの集合住宅等）	24.1%
3 番目	高齢者、障がい者に配慮した住宅地の形成	55.2%	新しい住宅地の開発	28.1%



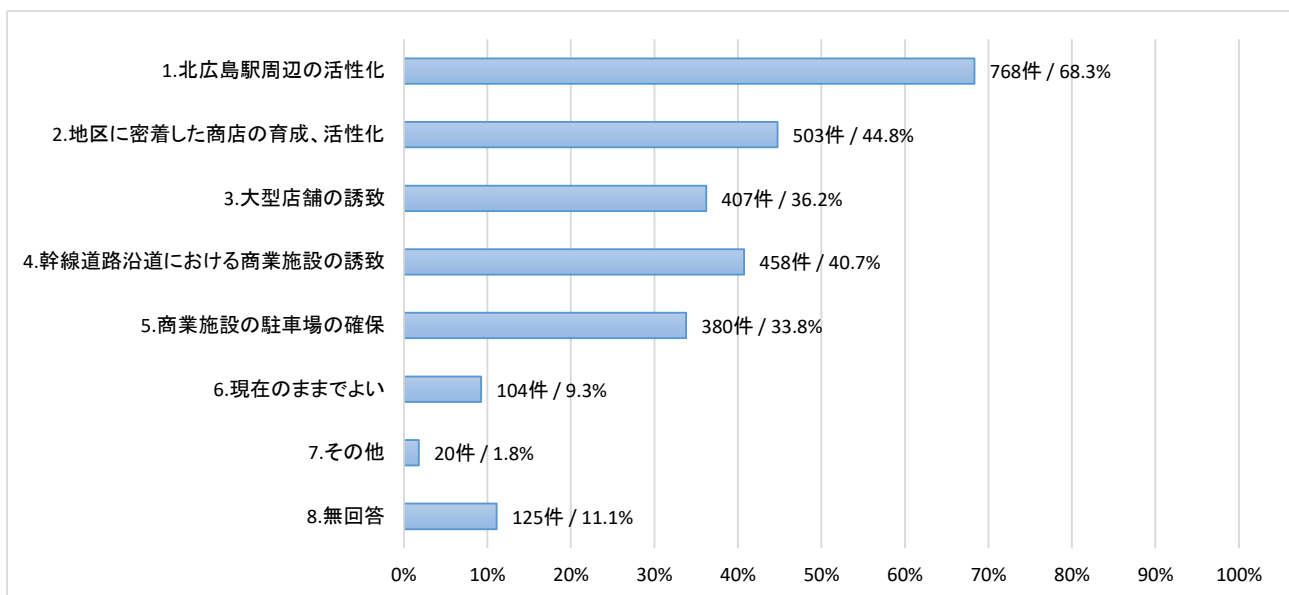
【イ.工業地について】<市全体>（選択肢5項目）  
（一つに○）

	重要度が高い	重要だと思うもの の合計	重要度が低い	重要だと思うもの の合計
1 番目	企業誘致の推進	50.0%	現在のままでよい	18.8%
2 番目	既存工業の活性化	45.5%	新たな工業団地の整備	25.4%



【ウ.商業地について】<市全体>（選択肢6項目）  
（一つに○）

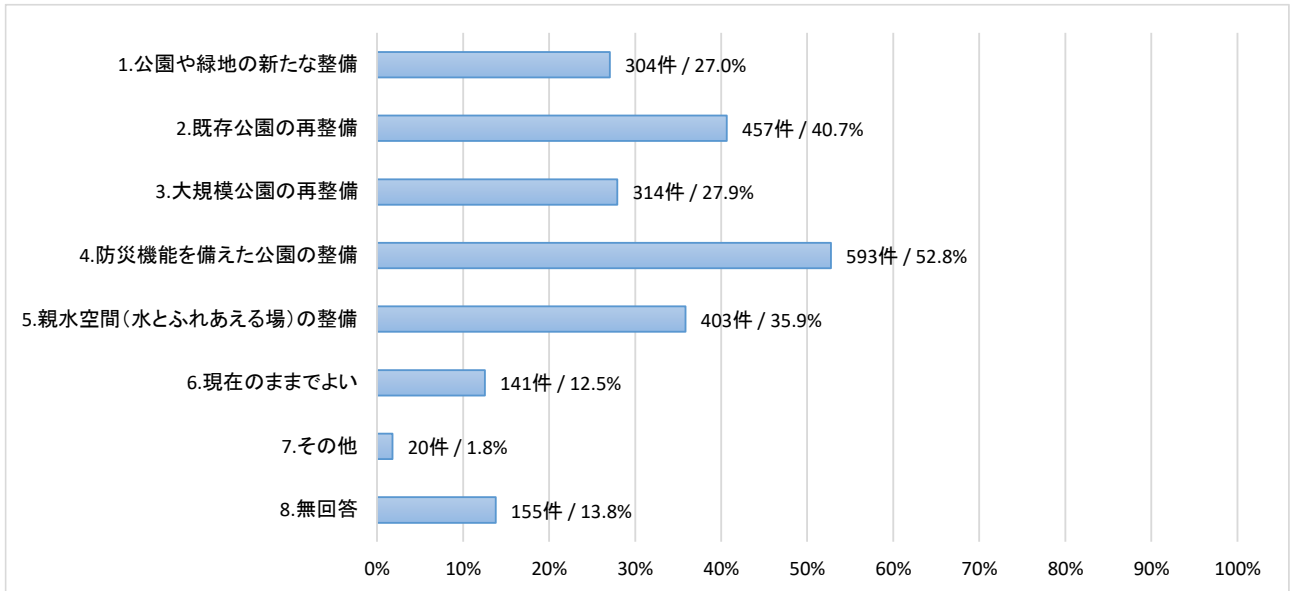
	重要度が高い	重要だと思うもの の合計	重要度が低い	重要だと思うもの の合計
1 番目	北広島駅周辺の活性化	68.3%	現在のままでよい	9.3%
2 番目	地区に密着した商店の育成、活性化	44.8%	商業施設の駐車場の確保	33.8%
3 番目	幹線道路沿道における商業施設の誘致	40.7%	大型店舗の誘致	36.2%



## 【工.公園・緑地等について】&lt;市全体&gt;（選択肢6項目）

（一つに〇）

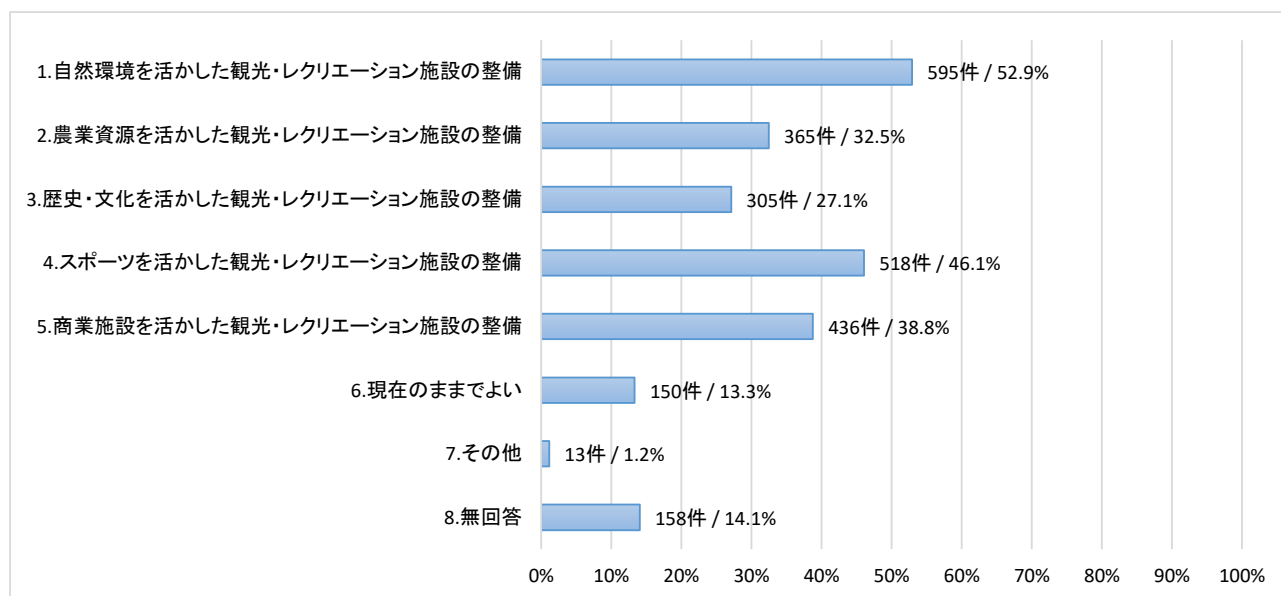
	重要度が高い	重要だと思うもの の合計	重要度が低い	重要だと思うもの の合計
1 番目	防災機能を備えた公園の整備	52.8%	現在のままでよい	12.5%
2 番目	既存公園の再整備	40.7%	公園や緑地の新たな整備	27.0%
3 番目	親水空間（水とふれあえる場）の整備	35.9%	大規模公園の再整備	27.9%



## 【オ. 観光・レクリエーションについて】&lt;市全体&gt;（選択肢 6 項目）

（一つに〇）

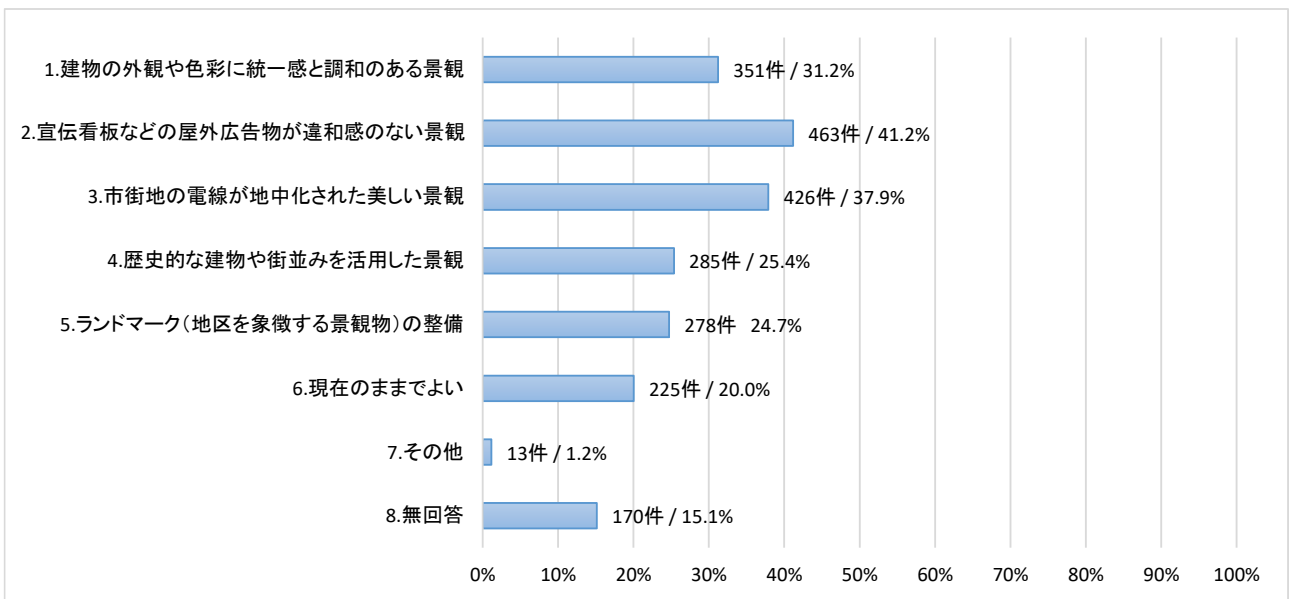
	重要度が高い	重要だと思うもの の合計	重要度が低い	重要だと思うもの の合計
1 番目	自然環境を活かした観光・レクリエーション 施設の整備	52.9%	現在のままでよい	13.3%
2 番目	スポーツを活かした観光・レクリエーション施 設の整備	46.1%	歴史・文化を活かした観光・レクリエーシ ョン施設の整備	27.1%
3 番目	商業施設を活かした観光・レクリエーション 施設の整備	38.8%	農業資源を活かした観光・レクリエーション 施設の整備	32.5%



## 【カ.景観について】&lt;市全体&gt;（選択肢 6 項目）

（一つに○）

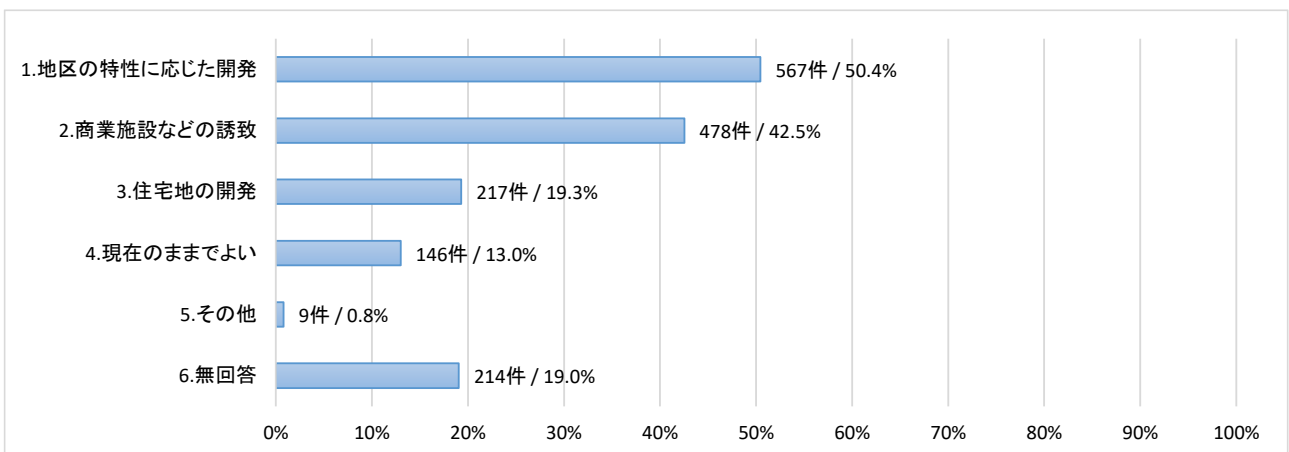
	重要度が高い	重要だと思うもの の合計	重要度が低い	重要だと思うもの の合計
1 番目	宣伝看板などの屋外広告物が違和感のない景観	41.2%	現在のままでよい	20.0%
2 番目	市街地の電線が地中化された美しい景観	37.9%	ランドマーク（地区を象徴する景観物）の整備	24.7%
3 番目	建物の外観や色彩に統一感と調和のある景観	31.2%	歴史的な建物や街並みを活用した景観	25.4%



## 【キ. 幹線道路沿線の土地利用について】&lt;市全体&gt;（選択肢 4 項目）

（一つに○）

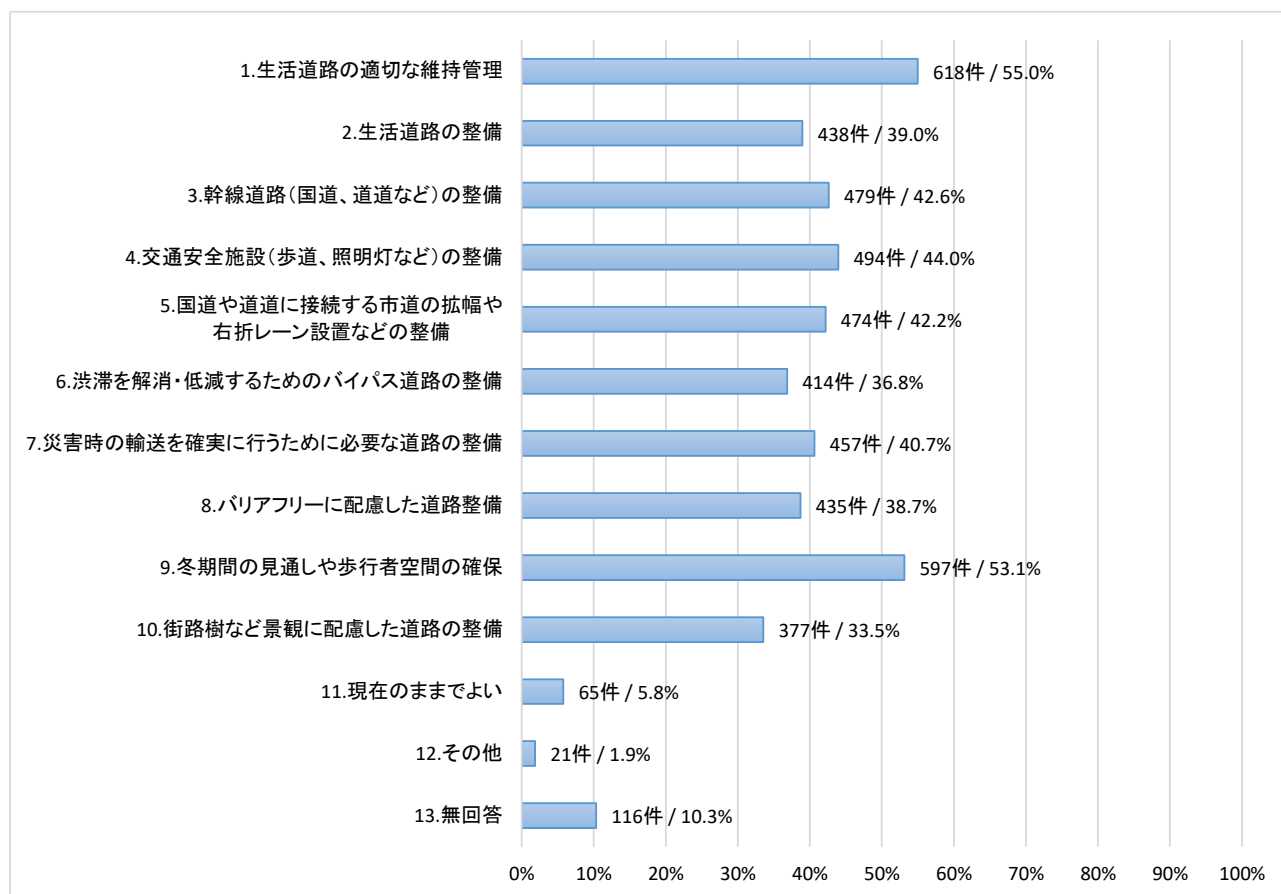
	重要度が高い	重要だと思うもの の合計	重要度が低い	重要だと思うもの の合計
1 番目	地区の特性に応じた開発	50.4%	現在のままでよい	13.0%
2 番目	商業施設などの誘致	42.5%	住宅地の開発	19.3%



## 【ク.道路について】&lt;市全体&gt;（選択肢 11 項目）

（一つに〇）

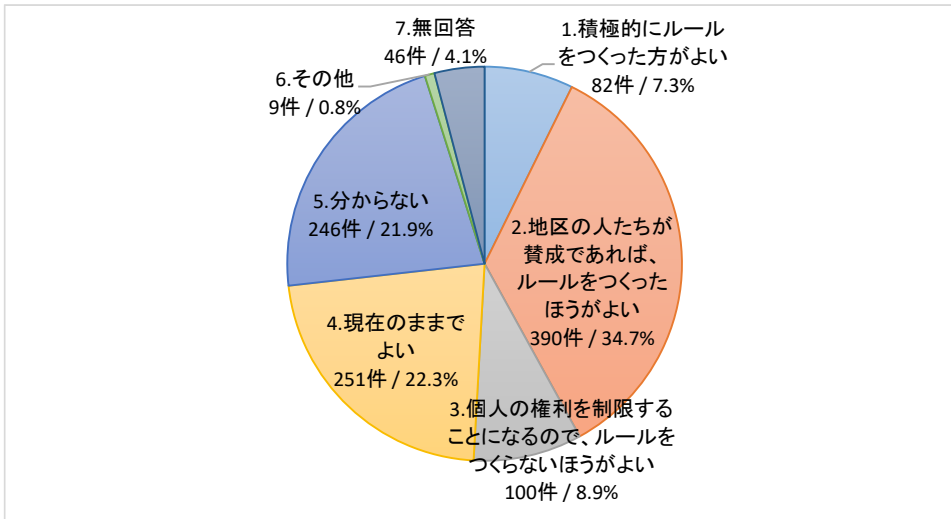
	重要度が高い	重要だと思うもの の合計	重要度が低い	重要だと思うもの の合計
1 番目	生活道路の適切な維持管理	55.0%	現在のままでよい	5.8%
2 番目	冬期間の見通しや歩行者空間の確保	53.1%	街路樹など景観に配慮した道路の整備	33.5%
3 番目	交通安全施設（歩道、照明灯など）の 整備	44.0%	渋滞を解消・低減するためのバイパス道路 の整備	36.8%



## 問 6.住みやすい環境をつくるために必要なこと（土地利用に関するルール）（選択肢 5 項目）

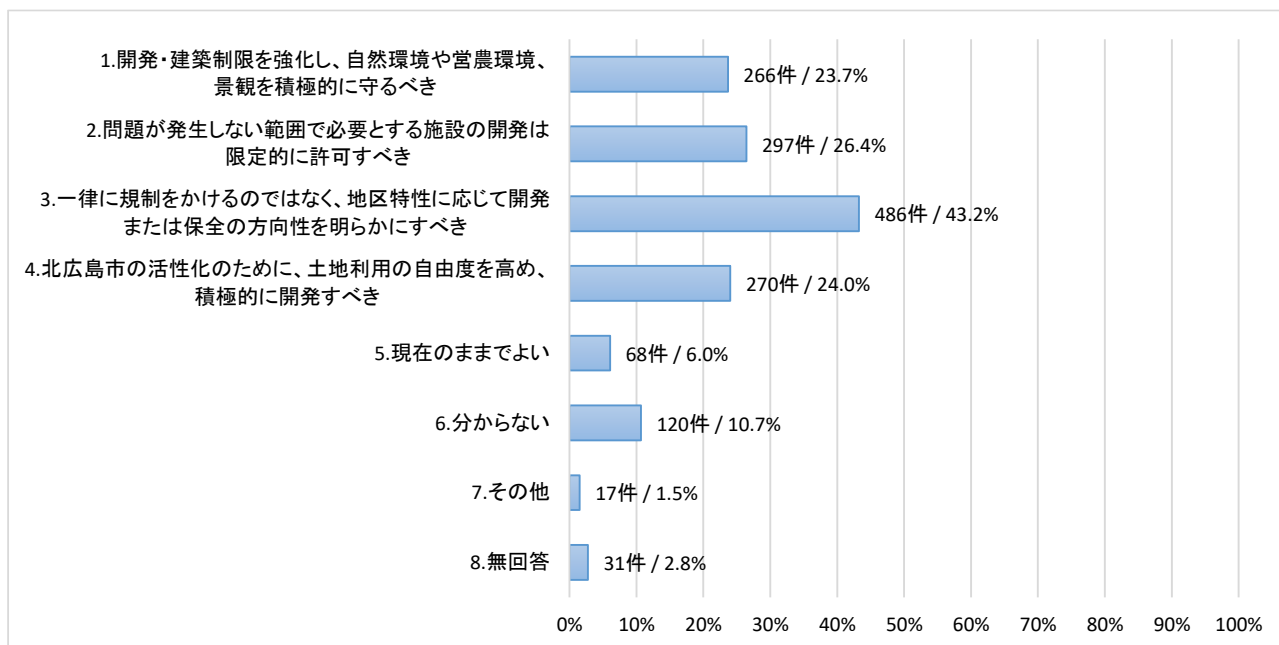
(一つに○)

	必要性が高い	最も回答が多かったもの	必要性が低い	最も回答が少なかったもの
1 番目	地区の人たちが賛成であれば、ルールをつくったほうがよい	34.7%	積極的にルールをつくった方がよい	7.3%
2 番目	現在のままでよい	22.3%	個人の権利を制限することになるので、ルールをつくらないほうがよい	8.9%



問 7.民間事業者が行う今後の土地利用、開発（新たな事業を行うための造成等）のあり方（選択肢 6 項目）  
（一つに○）

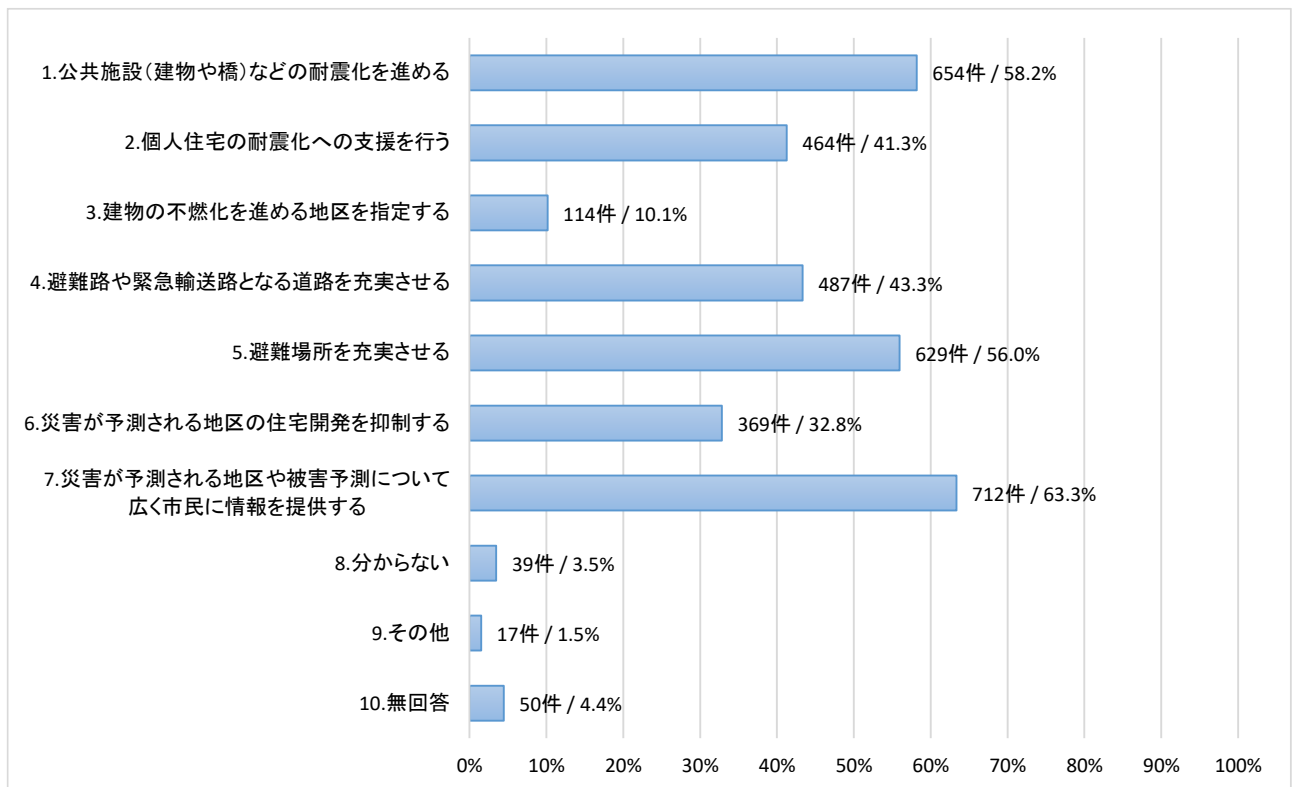
	重要度が高い	重要だと思うもの の合計	重要度が低い	重要だと思うもの の合計
1 番目	一律に規制をかけるのではなく、地区特性に応じて開発または保全の方向性を明らかにすべき	43.2%	現在のままでよい	6.0%
2 番目	問題が発生しない範囲で必要とする施設の開発は限定的に許可すべき	26.4%	分からない	10.7%
3 番目	北広島市の活性化のために、土地利用の自由度を高め、積極的に開発すべき	24.0%	開発・建築制限を強化し、自然環境や 営農環境、景観を積極的に守るべき	23.7%



## 問 8. 災害に強いまちづくりを進めるために、市が重点的に取り組む必要がある防災対策（選択肢 8 項目）

(一つに○)

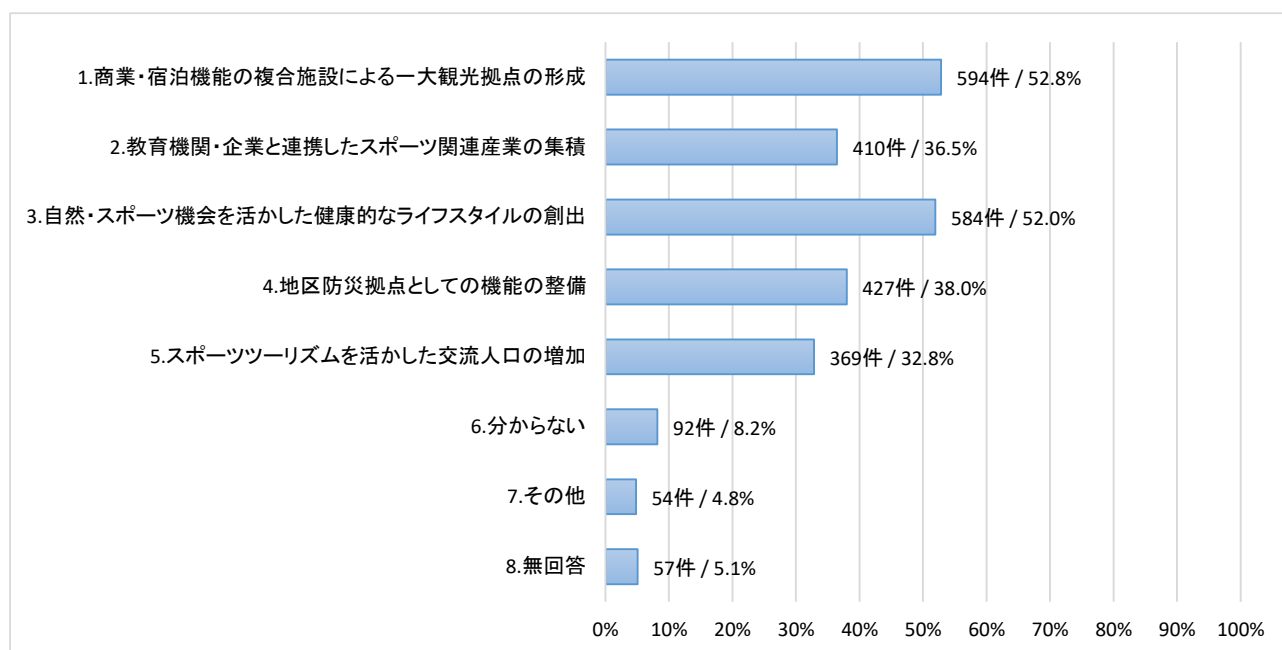
	必要性が高い	必要だと考えるもの の合計	必要性が低い	必要だと考えるもの の合計
1 番目	災害が予測される地区や被害予測について広く市民に情報を提供する	63.3%	分からない	3.5%
2 番目	公共施設（建物や橋）などの耐震化を進める	58.2%	建物の不燃化を進める地区を指定する	10.1%
3 番目	避難場所を充実させる	56.0%	災害が予測される地区の住宅開発を抑制する	32.8%



## 問 9.ボールパークの将来像（選択肢 6 項目）

(一つに○)

	重要度が高い	重要だと思うもの の合計	重要度が低い	重要だと思うもの の合計
1 番目	商業・宿泊機能の複合施設による一大 観光拠点の形成	52.8%	分からない	8.2%
2 番目	自然・スポーツ機会を活かした健康的なラ イフスタイルの創出	52.0%	スポーツツーリズムを活かした交流人口の 増加	32.8%
3 番目	地区防災拠点としての機能の整備	38.0%	教育機関・企業と連携したスポーツ関連 産業の集積	36.5%



## 2. 策定委員名簿

北広島市都市計画審議会委員名簿（敬称略）

平成 30 年 9 月 1 日～令和 4 年 8 月 31 日

役職	氏名	所属団体等
会長	安藤 淳一	星槎道都大学美術学部長・建築学科教授
会長代理	岸 邦宏	北海道大学大学院工学研究院准教授
委員	小山 茂	市議会議員札幌大学副学長・地域共創学群教授
委員	鈴木 聡士	北海学園大学工学部生命工学科教授
委員	佐藤 芳之介	農業
委員	田原 咲世	社会保険労務士
委員	板垣 恭彦 (H29.6.3～H31.4.30)	市議会議員
委員	尾崎 弘人 (H29.6.3～H31.4.30)	市議会議員
委員	川崎 彰治 (R 元.5.22～)	市議会議員
委員	島崎 圭介 (R 元.5.22～)	市議会議員
委員	中野 雅博 (H29.4.1～R2.3.31)	北海道空知総合振興局札幌建設管理部千歳出張所長
委員	野田 政志 (R2.4.1～)	北海道空知総合振興局札幌建設管理部千歳出張所長
委員	吉川 芳弘 (H29.4.1～H31.3.31)	北海道札幌方面厚別警察署北広島交番所長
委員	福井 一 (H31.4.1～R2.3.31)	北海道札幌方面厚別警察署北広島交番所長
委員	古川 澄隆 (R2.4.1～)	北海道札幌方面厚別警察署北広島交番所長

都市計画マスタープラン策定専門委員会（敬称略）

令和元年 6 月 17 日～令和 2 年 11 月 9 日

役職	氏名	所属団体等
委員長	安藤 淳一	星槎道都大学美術学部長・建築学科教授
副委員長	岸 邦宏	北海道大学大学院工学研究院准教授
委員	小山 茂	札幌大学副学長・地域共創学群教授
委員	鈴木 聡士	北海学園大学工学部生命工学科教授

## 3. 策定の経緯

年月	内容	
平成 16 年度 (2004)	4 月 北広島市都市計画マスタープラン策定	
平成 24 年度 (2012)	3 月 北広島市都市計画マスタープラン (改訂版) 策定	
令和元年度 (2019)	6 月 都市計画審議会① (策定専門委員の選任について)	
	6 月 策定専門委員会① (策定スケジュール、市民アンケート調査について)	
	7 月 総合計画等特別委員会① (策定スケジュール、策定方針について)	
	7～8 月 市民アンケート調査	
	8 月 策定専門委員会② (地区づくりの基本方針の修正案について)	
	9 月 都市計画審議会② (都市計画マスタープランの策定について)	
	10 月 策定専門委員会③ (第 2～4 章について)	
	10 月 策定専門委員会④ (骨子案について)	
	11 月 都市計画審議会③ (骨子案について)	
	11 月 総合計画等特別委員会② (骨子案について)	
	1 月 策定専門委員会⑤ (素案について)	
	1 月 総合計画等特別委員会③ (素案について)	
	令和 2 年度 (2020)	2 月 都市計画審議会④ (素案について)
		4 月 策定専門委員会⑥ (原案について)
		5 月 都市計画審議会⑤ (原案について)
		5 月 総合計画等特別委員会④ (原案について)
7 月 都市計画審議会⑥ (原案について)		
9 月 パブリックコメント (意見提出 0 名 0 件)		
10 月 策定専門委員会⑦ (計画案について)		
10 月 総合計画等特別委員会⑤ (案について)		
令和 3 年度 (2021)	11 月 都市計画審議会⑦ (計画案について)	
	12 月 市議会 (計画案の提出、議決)	
令和 3 年度 (2021)	4 月 公表、知事に通知	

## 4. 用語解説

用語解説	
<p>( )内は本文記載ページ</p>	
あ行	旧島松駅通所
<p><b>オープンスペース</b> 公園・広場・河川・農地など建物によって覆われていない土地。あるいは敷地内の空気を総称している。(P. 27)</p>	<p>駅通所は、人馬を設置し、荷物や文書を引き継いで輸送していく中継所のこと。島松駅通所は、明治6年(1873年)、札幌本道(国道36号)開通の際、沿道の島松に設置された。道内に残る最古の駅通所として、昭和59年(1984年)に国指定史跡となった。(P. 37)</p>
<p><b>温室効果ガス</b> 地球温暖化を進める気体の総称。主な温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、フロンガスなどがある。(P. 38)</p>	<p><b>協働</b> 同じ目的のために、役割を分担し、ともに協力して働くこと。(P. 2)</p>
か行	具体の都市計画
<p><b>開発許可</b> 主として建築物の建築又は、特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更に対する許可制度のこと。(P. 27)</p>	<p>土地利用(市街化区域と市街化調整区域の区分、用途地域等)などの都市計画決定するもの及び都市計画事業。都市計画事業とは都市施設(道路・公園・下水道等)の整備に関する事業や市街地開発事業(土地区画整理事業・市街地再開発事業等)などを指す。(P. 4)</p>
<p><b>合併処理浄化槽</b> 下水道が整備されていない地域で、し尿と台所などの生活雑排水を合わせ、微生物処理、塩素殺菌等により処理する装置のこと。(P. 38)</p>	<p><b>クラーク記念碑</b> 札幌農学校教頭 W.S.クラークが明治10年(1877年)4月に帰国の際、「ボーイズ・ビー・アンビシャス」の言葉を残した旧島松駅通所のそばに建つ記念碑。(P. 37)</p>
<p><b>観光農園</b> 農業に関わる様々な体験を通して、人びとが楽しみながら農業への理解を深めるとともに、消費者と生産者の交流の場ともなる農園。(P. 28)</p>	<p><b>グリーンインフラ活用型都市構築支援事業</b> 自然環境が有する多様な機能(雨水の貯留、気温上昇の抑制など)をハード・ソフト両面において活用し、持続可能で魅力ある都市づくりを進めるため、これまであった都市公園・緑地等の様々な事業を統合・再編して新たに創設された事業。(P. 36)</p>
<p><b>基礎的都市機能</b> 店舗や病院など日常生活と関連の強い施設。(P. 22)</p>	<p><b>グリーンツーリズム</b> 農山漁村地域などにおいて、農林漁業体験や地域の自然や文化にふれ、人びととの交流を楽しむ滞在型の余暇活動。(P. 28)</p>
<p><b>北の住まいるタウン</b> 北海道がめざす方針における、「コンパクトなまちづくり」「低炭素化・資源循環」「生活を支える」取組を一体的に展開し、誰もが安心して住み続けられるまち、地域のこと。(P. 80)</p>	<p><b>建蔽率、容積率</b> 建蔽率は、敷地面積に対する建築物の建築面積の割合をいい、容積率は、敷地面積に対する建築物の延べ床面積の割合をいう。(P. 27)</p>
<p><b>北広島市総合計画(第6次)</b> 市町村の基本構想及び基本計画などの総称。(令和3年(2021年)度からの10年計画)(P. 3)</p>	<p><b>公共用水域</b> 水質汚濁防止法によって定められる、公共利用のための水域や水路のこと。河川、湖沼、港湾など。ただし下水道は除く。(P. 38)</p>
<p><b>北広島にふさわしいコンパクト・プラス・ネットワーク</b> 市全体からみて市街地を集中的にまとめるのではなく、5つに分かれている市街地を適切な規模に設定し、集積を高めることにより広がりを抑え、利便性の高い市街地を形成するという考え方。(P. 3)</p>	<p><b>交通空白地域</b> 鉄道駅やバス停から一定の距離を超えた地域。(P. 33)</p>

**公募設置管理制度 (Park-PFI)**

平成 29 年 (2017 年) の都市公園法改正により新たに設けられた制度。飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生じる利益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修を一体的に行うものを、公募により選定する制度。(P. 36)

**交流地**

きたひろしま総合運動公園の新球場を核とし、多様な世代がスポーツを通して触れ合うコミュニティ空間や、北海道の食と観光等の地域ブランド発信を通じ、様々な人が触れ合い交流する地域のこと。(P. 23)

**コミュニティ**

地域社会や共同体。人々が共通の意識をもって生活を営む地域又は集団。(P. 15)

**さ行****サイクリング・ネットワーク**

道道札幌恵庭自転車道線を軸に、近隣市町や市内のレクリエーション施設などを歩行者・自転車道路で結ぶネットワーク。全ての路線が自転車歩行者専用道路というわけではなく、一般道路を利用する路線を含む。(P. 32)

**再生可能エネルギー**

太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存在する熱、バイオマスによるエネルギーといった自然界に存在するエネルギー。枯渇する心配がなく、温室効果ガスをほとんど排出しないことから環境にやさしいため、新しいエネルギーとして注目されている。(P. 35)

**さんぼまち**

「散歩道」をもとに考案したオリジナルの造語で、北広島団地地区の愛称。(P. 74)

**市街化区域**

都市計画区域内で、すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。「第 2 章 4. 将来都市構造」における都市地域を指す。また、本文中では市街地とも表現している。(P. 10)

**市街化調整区域**

市街化を抑制すべき区域。「第 2 章 4. 将来都市構造」における森林地域や農業地域を指す。(P. 10)

**市街化調整区域の建築形態規制**

市街化調整区域における住環境の安全や快適さを守るため、建築物の大きさ、高さなどを規制するもので、特定行政庁である北海道が定める。(P. 27)

**市民農園**

市民が小面積の農地を利用し、野菜などを育てる農園のこと。市民農園整備促進法に基づく。(P. 28)

**重点プロジェクト**

北広島市総合計画 (第 6 次) において、「まちづくりのテーマ」と「めざす都市像」を実現するため、基本計画の分野別計画に掲げる施策の中でも特に重点的に取り組むべき施策。分野の異なる施策や事業を一体的に展開することで、分野を横断した総合的な成果を上げることがめざしており、分野別計画に掲げる全施策の先導的な役割を果たすもの。(P. 5)

**循環共生型社会**

環境への負担を小さくするため、資源リサイクルなどを推進し、人間の活動により生じる物質を自然界の中で循環できるようにする社会。(P. 15)

**親水空間**

治水機能だけでなく、水辺で遊んだり、河川沿いを散策したりする、水に親しむ機能を持った空間。(P. 37)

**森林環境譲与税**

間伐などの森林整備や森林整備を担う人材の育成・確保等に活用。(P. 28)

**水源涵養保安林**

雨水を吸収して水源を保ち、併せて河川の流量を調節するための森林、水源林。(P. 58)

**総合治水対策**

洪水が起きやすくなるのを防ぐため、雨や雪が流れ込む川の範囲である流域と河川を一体として行う対策。(P. 43)

**た行****宅地造成工事規制区域**

宅地造成に伴うがけ崩れ、土砂の流出による災害が発生するおそれが高い区域について、宅地造成等規制法で指定する区域。(P. 44)

**超高齢社会**

65 歳以上の人口の割合が 21%を超えている社会を表す。(P. 25)

**低炭素社会**

地球温暖化の原因とされる二酸化炭素などの排出を、現状の産業構造やライフスタイルを変えることで低く抑えた社会。公共交通の充実、再生可能エネルギーの普及促進、エネルギー消費の削減、資源の有効利用などによって実現をめざす。(P. 35)

**低未利用地**

利用周辺地域の利用状況に比べて利用水準が低い土地、又は利用されていない土地。(P. 22)

**道央都市圏**

札幌市を中心とした小樽市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、長沼町、南幌町、の7市3町からなる圏域。(P. 31)

**道道札幌恵庭自転車道線**

札幌市中央区北2条東20丁目地先からJR恵庭駅までの計画延長38.4kmの自転車・歩行者専用道路。(P. 30)

**都市型社会**

市街地を拡大していくのではなく、これまで都市に整備された社会資本を最大限活用し、安定した都市環境が形成された社会。(P. 14)

**都市計画区域**

都市計画法その他関係法令の適用を受ける土地の区域で、中心の市街地を含み、かつ自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案し、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域。(P. 10)

**都市計画区域の整備、開発及び保全の方針**

都道府県が定める都市計画区域のマスタープラン。都市計画区域の目標、市街化区域と市街化調整区域の区分(区域区分)の方針、土地利用、道路や公園等の都市施設の整備方針などを定める。(P. 3)

**都市計画制度**

防災関係の都市計画制度としては、建物の建てづまりを防ぐ、建蔽率の指定や地区計画、火災を防ぐ、防火・準防火地域などの指定がある。(P. 43)

**都市計画道路**

都市計画法に基づいて都市計画決定した道路をいう。その区域は、将来の事業が円滑にできるよう制限が働き、建築規制が課せられる。(P. 32)

**都市計画の提案制度**

住民主体のまちづくりを進めたり、地域の活性化を図るため、土地所有者等が一定の条件(面積や同意など)を満たした上で、地方公共団体に都市計画の決定や変更の提案ができるもの。(P. 80)

**都市づくり**

「まちづくり」は、住環境(土地利用、道路、交通、公園、建築等)、自然環境などの都市整備や環境等のハード面と福祉、教育、文化、スポーツ、生涯学習などの人と人との関係性を含めたソフト面からなると考えられるが、本計画における「都市づくり」は、主にハード面にかかわるまちづくりを指すものとする。(P. 2)

**都市緑地**

都市公園法に基づく都市公園の一種で、都市の自然的環境の保全、改善、都市景観の向上を図るためにもうけられる緑地。(P. 37)

**な行****ノーマライゼーション**

障がい者や高齢者を特別な存在として保護するのではなく、すべての人が地域社会の中で生活していくことがノーマル(通常)であり、そのために必要な措置をしていくという考え方。(P. 45)

**ノーマライゼーション推進事業**

障がいのある人とない人の、地域住民同士の交流を促進するために、北海道の補助に基づいて昭和62年(1987年)に本市(当時広島町)が実施したレクリエーション等の事業。(P. 68)

**は行****バリアフリー**

高齢者や障がいのある人などの社会生活における様々な障がいをなくそうという概念。(P. 33)

**防災センター**

資材の保管所や防災情報施設などを備えた防災活動の拠点施設。(P. 43)

**ボールパーク**

きたひろしま総合運動公園に整備される、35,000人収容規模の新球場を核とした地域の総称。(P. 3)

**ま行****未利用エネルギー**

都市生活から出てくる廃熱や、大気との温度差を利用した河川水、下水処理などの熱といったこれまで利用されていなかったエネルギー。(P. 35)

**モビリティ**

公共交通や自動車などのあらゆる交通手段による移動性。(P. 31)

## や行

**遊水地**

洪水時に、河川から水を流入させて一時的に貯留し、流量の調節を行う池・湖沼。また、同様の目的で使う空き地・原野など。(P. 37)

**ユニバーサルデザイン**

多くの人の多様なニーズを反映して作られた製品、建物、環境のデザイン。(P. 44)

**用途地域**

都市機能の維持増進、住環境の保護などを目的とした土地の合理的利用を図るため、都市計画法に基づき、建築物の用途・容積率・建蔽率及び高さについて制限を行う制度。主に、住居・商業・工業系に分かれ、13種類の用途地域が設定されている。(P. 24)

## ら行

**ライフライン**

生命線の意味。水道、電気、ガス、電話など市民の生命や暮らしを支える基盤的なシステムのこと。(P. 42)

## 英字

**IoT (アイオーティー)**

英語の"Internet of Things"の略でモノのインターネットと訳されている。様々なモノがインターネットに接続され、情報交換することにより相互に制御する仕組み。(P. 17)

**SDGs (エスディーゼーズ)**

英語の Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) の略。2015年9月の国連サミットで採択された2030年までの国際目標であり、持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成されている。(P. 3)